

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 87 条の規定に基づき、次のとおり休業の届出があった。

なお、同法第 88 条第 1 項に規定する当該漁業の休業中の許可の申請期間は、令和 8 年（2026 年）6 月 2 日から 7 月 1 日までとする。

令和 8 年（2026 年）6 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休業期間	漁業権者の住所 及び 氏名又は名称
さけ・ます 定置漁業	北見市常呂町 地先	常さけ・ます定 第 11 号	令和 8 年（2026 年）9 月 1 日 から 令和 8 年（2026 年）9 月 15 日 まで	北見市常呂町 字常呂 266 番地 小林 英敏
同上	同上	常さけ・ます定 第 14 号	同上	北見市常呂町 字常呂 32 番地 6 湊 基一